

登記原因証明情報

1 登記申請情報の要項

- (1) 登記の目的 所有権移転
- (2) 登記の原因 都市計画法第40条第2項による帰属
- (3) 当事者 権利者 前橋市
義務者
- (4) 不動産 所在及び地番
地積

2 登記の原因となる事実又は法律行為

- (1) 都市計画法第36条第3項の規定に基づく工事完了公告年月日
年 月 日
- (2) 都市計画法第39条の規定により、開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により公共施設が設置されたときは、第36条第3項の公告の翌日（ 年 月 日）において前橋市の管理に属するものとする。
- (3) 都市計画法第40条第2項の規定により、開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により設置された公共施設の用に供する土地は、第36条第3項の公告の翌日（ 年 月 日）において前橋市に帰属するものとする。
- (4) よって、同法40条第2項による帰属を原因として移転する。

年 月 日 前橋地方法務局 御中

上記の登記原因のとおり相違ありません。

権利者 前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市
代表者 市長

義務者